

—税務政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第 500 号)

全国人民代表大会、 資源税分野初の法律を可決・公布 租税法律主義の原則に従い、地方税を整備

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

第13期全国人民代表大会第12回会議は2019年8月26日に、『中華人民共和国資源税法』（以下『資源税法』という）を可決し、同日付けで公布しました。従来の暫定条例¹から法律に格上げされた『資源税法』は、現行税制の枠組み及び税負担の維持のもと、資源税の納税者、申告・納税期限、課税品目、適用税率等を定めており、2020年9月1日より施行されます。

□ 資源税の納税者について

『資源税法』では、資源税の納税者について右の通り定めています。このうち、中外合作で陸上、海上の石油資源を採掘する企業に対しては、2011年11月1日以前に、中外合作による陸上・海上石油資源採掘契約を締結した場合、当該契約の有効期限内において、引き続き鉱区使用費を納付し、資源税は納付しないとしていますが、契約期限到来後には資源税の納付を義務付けるとしています（第15条）。また、納税者が採掘、生産する課税対象となる資源製品（以下、「課税資源製品」という）を自社で使用する場合、資源税を納付しなければなりません²（第5条）。

資源税の納税者について

- ✓ 中華人民共和国の領域及び中華人民共和国が管轄するその他海域において課税資源を開発する単位及び個人（第1条）
- ✓ 中外合作で陸上・海上の石油資源を採掘する企業（第15条）

□ 資源税徴収の関連事項について

資源税の申告・納税の期限、徴収方法については次頁の図表1をご参照ください。申告・納税の期限について、従来の暫定条例では1日、3日、5日、10日、15日もしくは1ヵ月、またはその都度とする

¹ 『中華人民共和国資源税暫定条例』（国務院令第139号公布、国務院令第605号により改定）

² ただし、自社での課税資源製品の連続的な生産に使用する場合、資源税は納付しないと定めています（第5条）。

うえ、主管の税務機関が実際の状況のみで決定すると定めていましたが、今回の『資源税法』では、税收業務の負担を軽減するために申告・納税の期限を簡素化し、1ヵ月、1四半期が終了またはその都度、納税義務が発生した日より15日以内に統一しました。

『資源税法』では、課税資源製品の品目について調整を行っており、計164項目を列記し、現在発見されているすべての鉱物、塩類をカバーしています。その詳細については、『資源税法』に添付している『資源税課税品目・税率表』をご参照ください。一定のレンジを設けた税率の実行が定められている場合、

その具体的な適用税率については、地方政府が当該課税資源の品位、採掘の条件、生態環境に対する影響等を統一的に考慮したうえで確定するとしています（第2条）。また、『資源税課税品目・税率表』において従価税または従量税の方式を選択して実行可能と定められている場合、具体的な徴収方式については地方政府が決定するとしています（第3条）。

納税者は採掘、生産する各品目の課税資源製品の販売額もしくは販売量を区別して計算しなければなりません。区別して計算していない場合、または各品目の課税資源製品ごとに販売額もしくは販売量を正確に提供できない場合は、高い方の適用税率に従うとしています（第4条）。

【図表1】資源税の申告・納税期限及び徴収方法について

項目		内容
申告・納税の期限	月次または四半期ごと	その月または四半期が終了した日より15日以内
	その都度	納税義務が発生した日より15日以内
徴収方法	従価税	課税資源製品の販売額×適用税率
	従量税	課税資源製品の販売量×適用税率

（『資源税法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 資源税の免除、減税について

『資源税法』では、一部の資源または状況に対し、資源税徴収の免除、減税を実行すると定めています（図表2を参照）。資源税の免税、減税を適用する場合、その販売額もしくは販売量を単独で計算しなければならず、単独で計算していない場合、または各品目の課税資源製品ごとに販売額もしくは販売量を正確に提供できない場合は、免税、減税を認めないとしています（第8条）。

【図表2】資源税の免除、減税について

項目	対象
資源税の免除	✓ 原油の採掘及び油田範囲内での原油輸送の過程において加熱のために使用する原油、天然ガス
	✓ 石炭採掘企業が安全生産のために抽出・採掘する必要がある石炭合成ガス（炭層ガス）
資源税の減税	✓ 賦存量が少ない油・ガス田から採掘される原油、天然ガス ⇒20%減税
	✓ 高硫黄含有天然ガス、三次採油及び深水油・ガス田から採掘される原油、天然ガス、枯渇期鉱山から採掘される鉱物製品 ⇒30%減税
	✓ 重油、高凝固点原油 ⇒40%減税

（『資源税法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

また、以下の2種類の状況について、省、自治区、直轄市等の地方政府は資源税徴収の免除もしくは減税を決定することができ、合わせて具体的な規則を作成すると定めています（第7条）。

- ✓ 納税者が課税資源製品の採掘もしくは生産する過程において、思いがけない事故もしくは自然災害等の原因で重大な損失を被った場合
- ✓ 納税者による共生鉱・伴生鉱、低品位鉱、尾鉱の採掘

□ 水資源税徴収の全面的な展開へ

今回の『資源税法』では、地表水または地下水を利用する単位及び個人に対し、水資源税の徴収を全国範囲で試行するとし、その具体的な実施弁法については国务院が制定すると定めています³。また、関係部門は異なる地域における水資源の状況、水利用の類型及び社会発展レベルの差異等を十分に考慮したうえで、水資源税制度を整備し、法律改定に関する建議を適宜出すとしています。

これまで、水資源税の徴収については、節水意識の強化、地下水過剰利用の抑制、用水効率の向上等を目的に、2016年7月より河北省で試行を始め、2017年12月には北京市、天津市、四川省等を含む9つの地域に拡大し展開してきました。その効果について、2018年6月末時点で、上述の試行地域の超過利用区における地下水使用量は前年同期比9.3%減少しました（中国政府網より）。

なお、水資源税の税額については、以下のリンクから各試行地域が公布した規則をご参考ください。

[河北省人民政府关于印发河北省水资源税改革试点实施办法的通知 冀政发〔2016〕34号](#)

[北京市人民政府关于印发《北京市水资源税改革试点实施办法》的通知 京政发〔2017〕36号](#)

[天津市人民政府关于印发天津市水资源税改革试点实施办法的通知 津政发〔2017〕43号](#)

[四川省人民政府关于印发四川省水资源税改革试点实施办法的通知 川府发〔2017〕67号](#)

*

『資源税法』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および中国語原文をご参照ください。

なお、具体的な実務手続き等については、所在地の税務局または法律事務所、会計士事務所にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

³ 水資源税の徴収に伴い、水資源費の徴収は廃止されます（第14条）。

中国語原文	日本語仮訳
<p align="center">中华人民共和国资源税法 (2019年8月26日第十三届全国人民代表大会常务委员会第十二次会议通过)</p>	<p align="center">中華人民共和国資源税法 (2019年8月26日第13期全国人民代表大会常务委员会第12回会議にて可決)</p>
<p>第一条 在中华人民共和国领域和中华人民共和国管辖的其他海域开发应税资源的单位和个人，为资源税的纳税人，应当依照本法规定缴纳资源税。</p> <p>应税资源的具体范围，由本法所附《资源税税目税率表》（以下称《税目税率表》）确定。</p> <p>第二条 资源税的税目、税率，依照《税目税率表》执行。</p> <p>《税目税率表》中规定实行幅度税率的，其具体适用税率由省、自治区、直辖市人民政府统筹考虑该应税资源的品位、开采条件以及对生态环境的影响等情况，在《税目税率表》规定的税率幅度内提出，报同级人民代表大会常务委员会决定，并报全国人民代表大会常务委员会和国务院备案。《税目税率表》中规定征税对象为原矿或者选矿的，应当分别确定具体适用税率。</p> <p>第三条 资源税按照《税目税率表》实行从价计征或者从量计征。</p> <p>《税目税率表》中规定可以选择实行从价计征或者从量计征的，具体计征方式由省、自治区、直辖市人民政府提出，报同级人民代表大会常务委员会决定，并报全国人民代表大会常务委员会和国务院备案。</p> <p>实行从价计征的，应纳税额按照应税资源产品（以下称应税产品）的销售额乘以具体适用税率计算。实行从量计征的，应纳税额按照应税产品的销售数量乘以具体适用税率计算。</p> <p>应税产品为矿产品的，包括原矿和选矿</p>	<p>第1条 中華人民共和国の領域及び中華人民共和国が管轄するその他海域において課税資源を開発する単位及び個人は、資源税の納税者として、本法の規定に基づき資源税を納付しなければならない。</p> <p>課税資源の具体的な範囲は、本法に添付している『資源税課税品目・税率表』（以下『品目・税率表』という）により確定する。</p> <p>第2条 資源税の品目、税率は、『品目・税率表』に基づき執行する。</p> <p>『品目・税率表』において一定のレンジを設けた税率の実行を定める場合、その具体的な適用税率は省、自治区、直轄市の人民政府が当該課税資源の品位、採掘の条件及び生態環境に対する影響等の状況を統一的に考慮したうえで、『品目・税率表』が定めている税率のレンジ内で提出し、同級の人民代表大会常务委员会が決定するよう報告し、合わせて全国人民代表大会常务委员会及び国务院への届出のために報告する。『品目・税率表』において徵税対象を原鉱もしくは選鉱と定める場合、具体的な適用税率をそれぞれ確定しなければならない。</p> <p>第3条 資源税は『品目・税率表』に基づき、従価税もしくは従量税を実行する。</p> <p>『品目・税率表』において従価税もしくは従量税を選択して実行可能と定める場合、具体的な徵收方式は省、自治区、直轄市の人民政府が提出し、同級の人民代表大会常务委员会が決定するよう報告し、合わせて全国人民代表大会常务委员会及び国务院への届出のために報告する。</p> <p>従価税の方式を実行する場合、納付税額は課税資源製品（以下、「課税製品」という）の販売額に具体的な適用税率を乗じて計算する。従量税の方式を実行する場合、納付税額は課税製品の販売量に具体的な税率を乗じて計算する。</p> <p>課税製品が鉱物製品の場合、原鉱及び選鉱製品を含む。</p>

产品。

第四条 纳税人开采或者生产不同税目应税产品的，应当分别核算不同税目应税产品的销售额或者销售数量；未分别核算或者不能准确提供不同税目应税产品的销售额或者销售数量的，从高适用税率。

第五条 纳税人开采或者生产应税产品自用的，应当依照本法规定缴纳资源税；但是，自用于连续生产应税产品的，不缴纳资源税。

第六条 有下列情形之一的，免征资源税：

（一）开采原油以及在油田范围内运输原油过程中用于加热的原油、天然气；

（二）煤炭开采企业因安全生产需要抽采的煤成（层）气。

有下列情形之一的，减征资源税：

（一）从低丰度油气田开采的原油、天然气，减征百分之二十资源税；

（二）高含硫天然气、三次采油和从深水油气田开采的原油、天然气，减征百分之三十资源税；

（三）稠油、高凝油减征百分之四十资源税；

（四）从衰竭期矿山开采的矿产品，减征百分之三十资源税。

根据国民经济和社会发展需要，国务院对有利于促进资源节约集约利用、保护环境等情形可以规定免征或者减征资源税，报全国人民代表大会常务委员会备案。

第七条 有下列情形之一的，省、自治区、直辖市可以决定免征或者减征资源税：

（一）纳税人开采或者生产应税产品过程中，

第4条 納税者が異なる品目の課税製品を採掘もしくは生産する場合、異なる品目の課税製品の販売額もしくは販売量を区別して計算しなければならない。区別して計算しておらず、または異なる品目の課税製品の販売額もしくは販売量を正確に提供できない場合、高い方の適用税率に従う。

第5条 納税者が採掘もしくは生産する課税製品を自社で使用する場合、本法の規定に基づき資源税を納付しなければならない。ただし、自社での課税製品の連続的な生産に使用する場合、資源税は納付しない。

第6条 以下のいずれかの状況がある場合、資源税の徴収を免除する。

（1）原油の採掘及び油田範囲内での原油輸送の過程において加熱のために使用する原油、天然ガス。

（2）石炭採掘企業が安全生産のために抽出・採掘する必要がある石炭合成ガス（炭層ガス）。

以下のいずれかの状況がある場合、資源税の徴収を軽減する。

（1）賦存量が少ない油・ガス田から採掘される原油、天然ガスは、資源税を20%軽減して徴収する。

（2）高硫黄含有天然ガス、三次採油及び深水油気田から採掘される原油、天然ガスは、資源税を30%軽減して徴収する。

（3）重油、高凝固点原油は資源税を40%軽減して徴収する。

（4）枯渇期鉱山から採掘される鉱物製品は、資源税を30%軽減して徴収する。

国民経済及び社会発展のニーズに応じ、国务院は資源の節約・集約利用、環境保全等の状況に対し、資源税徴収の免除もしくは軽減を定めることができ、全国人民代表大会常務委員会への届出のために報告する。

第7条 以下のいずれかの状況がある場合、省、自治区、直辖市は資源税徴収の免除もしくは軽減を決定することができる。

（1）納税者が課税製品の採掘もしくは生産する過程にお

因意外事故或者自然灾害等原因遭受重大损失；

(二) 纳税人开采共伴生矿、低品位矿、尾矿。

前款规定的免征或者减征资源税的具体办法，由省、自治区、直辖市人民政府提出，报同级人民代表大会常务委员会决定，并报全国人民代表大会常务委员会和国务院备案。

第八条 纳税人的免税、减税项目，应当单独核算销售额或者销售数量；未单独核算或者不能准确提供销售额或者销售数量的，不予免税或者减税。

第九条 资源税由税务机关依照本法和《中华人民共和国税收征收管理法》的规定征收管理。

税务机关与自然资源等相关部门应当建立工作配合机制，加强资源税征收管理。

第十条 纳税人销售应税产品，纳税义务发生时间为收讫销售款或者取得索取销售款凭据的当日；自用应税产品的，纳税义务发生时间为移送应税产品的当日。

第十一条 纳税人应当向应税产品开采地或者生产地的税务机关申报缴纳资源税。

第十二条 资源税按月或者按季申报缴纳；不能按固定期限计算缴纳的，可以按次申报缴纳。

纳税人按月或者按季申报缴纳的，应当自月度或者季度终了之日起十五日内，向税务机关办理纳税申报并缴纳税款；按次申报缴纳的，应当自纳税义务发生之日起十五日内，向税务机关办理纳税申报并缴纳税款。

いて、思いがけない事故もしくは自然災害等の原因で重大な損失を被った。

(2) 納税者による共生鉱・伴生鉱、低品位鉱、尾鉱の採掘。

前項が定める資源税徴収の免除もしくは軽減に係る具体的な規則は、省、自治区、直轄市の人民政府が提出し、同級の人民代表大会常務委員会が決定するよう報告し、合わせて全国人民代表大会常務委員会及び国務院への届出のために報告する。

第8条 納税者の免税、減税項目については、販売額もしくは販売量を単独で計算しなければならない。単独で計算しておらず、または異なる品目の課税製品の販売額もしくは販売量を正確に提供できない場合、免税もしくは減税を与えない。

第9条 資源税は税務機関が本法及び『中華人民共和國稅收徵收管理法』の規定に基づき、徴収管理を行う。

税務機関及び自然資源等の関係部門は業務協力メカニズムを構築し、資源税の徴収管理を強化しなければならない。

第10条 納税者が課税製品を販売する場合、納税義務の発生時間は売上金を受け取るもしくは売上金請求証憑を取得する当日とする。課税製品を自社で使用する場合、納税義務の発生時間は課税製品を移送する当日とする。

第11条 納税者は課税製品の採掘地もしくは生産地の税務機関に対し、資源税を申告・納付しなければならない。

第12条 資源税は月次もしくは四半期ごとに申告・納付する。固定期間で計算・納付できない場合、その都度申告・納付することができる。

納税者は月次もしくは四半期ごとに申告・納付する場合、月次もしくは四半期が終了した日より15日以内において、税務機関に対し納税申告を行い合わせて税額を納付しなければならない。その都度申告・納付する場合、納税義務が発生した日より15日以内において、税務機関に対し納税申告を行い合わせて税額を納付しなければならない。

第十三条 納税人、税務机关及其工作人员违反本法规定的，依照《中华人民共和国税收征收管理法》和有关法律法规的规定追究法律责任。

第十四条 国务院根据国民经济和社会发展的需要，依照本法的原则，对取用地表水或者地下水的单位和个人试点征收水资源税。征收水资源税的，停止征收水资源费。

水资源税根据当地水资源状况、取用水类型和经济发展等情况实行差别税率。

水资源税试点实施办法由国务院规定，报全国人民代表大会常务委员会备案。

国务院自本法施行之日起五年内，就征收水资源税试点情况向全国人民代表大会常务委员会报告，并及时提出修改法律的建议。

第十五条 中外合作开采陆上、海上石油资源的企业依法缴纳资源税。

2011年11月1日前已依法订立中外合作开采陆上、海上石油资源合同的，在该合同有效期内，继续依照国家有关规定缴纳矿区使用费，不缴纳资源税；合同期满后，依法缴纳资源税。

第十六条 本法下列用语的含义是：

(一) 低丰度油气田，包括陆上低丰度油田、陆上低丰度气田、海上低丰度油田、海上低丰度气田。陆上低丰度油田是指每平方公里原油可开采储量丰度低于二十五万立方米的油田；陆上低丰度气田是指每平方公里天然气可开采储量丰度低于二亿五千万立方米的天然气田；海上低丰度油田是指每平方公里原油可开采储量丰度低于六十万立方米的油田；海上低丰度气田是指每平方公里天然气可开采储量丰度低于六亿立方米的天然气田。

第 13 条 納税者、税務機関及びその職員が本法の規定に違反する場合、『中華人民共和國稅收徵收管理法』及び関連法律・法規の規定に基づき法的責任を追及する。

第 14 条 國務院は國民經濟及び社會發展のニーズに応じて、本法の規定に基づき、地表水もしくは地下水を利用する単位及び個人に対し、水資源税を試験的に徵收する。水資源税を徵收する場合、水資源費の徵收をやめる。

水資源税は当地の水資源の状況、利用する水の種類及び經濟發展等の状況に応じて差別税率を実行する。

水資源税試行の実施弁法は國務院が定め、全國人民代表大會常務委員會への届出のために報告する。

國務院は本法の施行日より5年以内において、水資源税徵收の試行状況について全國人民代表大會常務委員會へ報告し、合わせて速やかに法律改定に関する建議を提出する。

第 15 条 中外合作で陸上、海上の石油資源を採掘する企業は、法に基づき資源税を納付する。

2011年11月1日以前に法に基づき中外合作による陸上・海上石油資源採掘契約を締結した場合、当該契約の有効期限内において、引き続き国の関連規定に基づき鉅区使用費を納付し、資源税を納付しない。契約期限到来後、法に基づき資源税を納付する。

第 16 条 本法における用語の意味は以下の通りである。

(1) 賦存量が少ない油・ガス田には、賦存量が少ない陸上の油田、賦存量が少ない陸上のガス田、賦存量が少ない海上の油田、賦存量が少ない海上のガス田を含む。賦存量が少ない陸上の油田とは、1平方キロにおける原油の可採埋蔵量の賦存量が25万立方メートルを下回る油田を指す。賦存量が少ない陸上のガス田とは、1平方キロにおける天然ガスの可採埋蔵量の賦存量が2.5億立方メートルを下回るガス田を指す。賦存量が少ない海上の油田とは、1平方キロにおける原油の可採埋蔵量の賦存量が60万立方メートルを下回る油田を指す。賦存量が少ない海上のガス田とは、1平方キロにおける天然ガスの可採

(二) 高含硫天然气，是指硫化氢含量在每立方米三十克以上的天然气。

(三) 三次采油，是指二次采油后继续以聚合物驱、复合驱、泡沫驱、气水交替驱、二氧化碳驱、微生物驱等方式进行采油。

(四) 深水油气田，是指水深超过三百米的油气田。

(五) 稠油，是指地层原油粘度大于或等于每秒五十毫帕或原油密度大于或等于每立方厘米零点九二克的原油。

(六) 高凝油，是指凝固点高于四十摄氏度的原油。

(七) 衰竭期矿山，是指设计开采年限超过十五年，且剩余可开采储量下降到原设计可开采储量的百分之二十以下或者剩余开采年限不超过五年的矿山。衰竭期矿山以开采企业下属的单个矿山为单位确定。

第十七条 本法自 2020 年 9 月 1 日起施行。1993 年 12 月 25 日国务院发布的《中华人民共和国资源税暂行条例》同时废止。

埋藏量の賦存量が 6 億立方メートルを下回るガス田を指す。

(2) 高硫黄含有天然ガスとは、硫化水素の含有量が $30\text{g}/\text{m}^3$ 以上の天然ガスを指す。

(3) 三次採油とは、二次採油後、ポリマー攻法、複合ケミカル攻法、泡沫攻法、ガス水交互圧入攻法、二酸化炭素圧入攻法、微生物攻法等の方式により採油を行うことを指す。

(4) 深水油・ガス田とは、水深が 300 メートルを超える油・ガス田を指す。

(5) 重油とは、地層原油の粘度が $50\text{mPa}\cdot\text{s}$ 以上もしくは原油密度が $0.92\text{g}/\text{cm}^3$ 以上の原油を指す。

(6) 高凝固点原油とは、凝固点が 40°C 以上の原油を指す。

(7) 枯渇期鉱山とは、可採年数を 15 年超に設定し、且つ残りの可採埋蔵量がもとの可採埋蔵量の 20% 以下に下がった、もしくは残りの可採年数が 5 年未満の鉱山を指す。枯渇期鉱山は採掘企業傘下の単独の鉱山を単位として確定する。

第 17 条 本法は 2020 年 9 月 1 日より施行する。1993 年 12 月 25 日付けで国务院が公布した『中華人民共和国資源税暫定条例』は同時に廃止する。

(日本語仮訳)

添付：

資源税品目・税率表

課税品目		徴税対象	税率	
エネルギー 鉱物	原油	原鉱	6%	
	天然ガス、シェールガス、天然ガスハイドレート	原鉱	6%	
	石炭	原鉱もしくは選鉱	2%~10%	
	炭層ガス	原鉱	1%~2%	
	ウラン、トリウム	原鉱	4%	
	オイルシェール、オイルサンド、天然アスファルト、腐泥無煙炭	原鉱もしくは選鉱	1%~4%	
	地熱	原鉱	1%~20%もしくは 1~30元/m ³	
金属 鉱物	鉄系金属	鉄、マンガン、クロム、バナジウム、チタン	原鉱もしくは選鉱 1%~9%	
	非鉄金属	銅、鉛、亜鉛、錫、ニッケル、アンチモン、マグネシウム、コバルト、ビスマス、水銀	原鉱もしくは選鉱	2%~10%
		ボーキサイト	原鉱もしくは選鉱	2%~9%
		タングステン	選鉱	6.5%
		モリブデン	選鉱	8%
		金、銀	原鉱もしくは選鉱	2%~6%
		白金、パラジウム、ルテニウム、オスミウム、イリジウム、ロジウム	原鉱もしくは選鉱	5%~10%
		ライトレアアース（軽希土類）	選鉱	7%~12%
		ミディアムレアアース、ヘビーレアアース（中希土類、重希土類）	選鉱	20%
		ボーリウム、リチウム、ジルコニウム、ストロンチウム、ルビジウム、セシウム、ニオブ、タンタル、ゲルマニウム、ガリウム、インジウム、タリウム、ハフニウム、レニウム、カドミウム、セレンウム、テルリウム	原鉱もしくは選鉱	2%~10%
	鉱物類	カオリン	原鉱もしくは選鉱	1%~6%
		石灰岩	原鉱もしくは選鉱	1%~6%もしくは 1~10元/t (m ³)
		リン	原鉱もしくは選鉱	3%~8%
黒鉛		原鉱もしくは選鉱	3%~12%	
蛍石、黄鉄鋼、天然硫黄		原鉱もしくは選鉱	1%~8%	
天然石英砂、石英脈、石英粉、水晶、産業用ダイヤモンド、氷洲石（アイスランドスパー）、藍晶石、ケイ線石（珪		原鉱もしくは選鉱	1%~12%	

		線石)、長石、滑石、コランダム、菱苦土鉱、顔料鉱石、トロナ、芒硝、チリ硝石、ミョウバン石、ヒ素、ホウ素、ヨウ素、臭素、ベントナイト、珪藻土、陶土、耐火粘土、ラテライト質ボーキサイト、パリゴルスカイト、セピオライト粘土(海泡石粘土)、イライト粘土、レクトライト粘土		
		葉ろう石、珪灰石、透輝石、パーライト、雲母、ゼオライト、重晶石、毒重石、方解石、蛭石、透閃石、産業用電気石、白亜、石綿、青石綿(クロシドライト)、紅柱石、柘榴石、石膏	原鉱もしくは選鉱	2%~12%
		その他粘土(金型用粘土、レンガ用粘土、セラミック砂用粘土、セメント配合用粘土、セメント配合用ラテライト、セメント配合用黄土、セメント配合用泥岩、断熱材用粘土)	原鉱もしくは選鉱	1%~5%もしくは 0.1~5元/t(m ³)
	岩石類	大理石(マーブル、結晶質石灰岩)、花崗岩、苦灰石、珪岩、砂岩、輝緑岩、安山岩、閃緑岩、粘板岩、玄武岩、片麻岩、角閃岩、頁岩、軽石、凝灰岩、黒曜岩、霞石閃長岩、蛇紋石、麦飯石、泥灰岩、カリウム含有岩、カリウム含有砂質頁岩、天然オイルストーン、橄欖岩、松脂岩、粗面岩、斑糲岩、輝石岩、閃長岩、火山灰、スコリア、泥炭	原鉱もしくは選鉱	1%~10%
		砂石	原鉱もしくは選鉱	1%~5%もしくは 0.1~5元/t(m ³)
	宝石・玉石類	宝石、玉石、宝石レベルのダイヤモンド、瑪瑙、黄玉、トルマリン	原鉱もしくは選鉱	4%~20%
液体・気体鉱物	二酸化炭素ガス、硫化水素、ヘリウム、ラドンガス		原鉱	2%~5%
	ミネラルウォーター		原鉱	1%~20%もしくは 1~30元/m ³
塩	ナトリウム塩、カリウム塩、マグネシウム塩、リチウム塩		選鉱	3%~15%
	天然塩水		原鉱	3%~15%もしくは 1~10元/t(m ³)
	海塩			2%~5%

(完)

(中国語原文)

附：

资源税税目税率表

税目		征税对象	税率	
能源矿产	原油	原矿	6%	
	天然气、页岩气、天然气水合物	原矿	6%	
	煤	原矿或者选矿	2%-10%	
	煤成(层)气	原矿	1%-2%	
	铀、钍	原矿	4%	
	油页岩、油砂、天然沥青、石煤	原矿或者选矿	1%-4%	
	地热	原矿	1%-20%或者每立方米1-30元	
金属矿产	黑色金属	铁、锰、铬、钒、钛	原矿或者选矿	1%-9%
	有色金属	铜、铅、锌、锡、镍、锑、镁、钴、铋、汞	原矿或者选矿	2%-10%
		铝土矿	原矿或者选矿	2%-9%
		钨	选矿	6.5%
		钼	选矿	8%
		金、银	原矿或者选矿	2%-6%
		铂、钯、钌、钇、铈、铀	原矿或者选矿	5%-10%
		轻稀土	选矿	7%-12%
		中重稀土	选矿	20%
		铍、锂、锆、锿、铷、铯、铌、钽、锗、镓、铟、铊、铪、镱、镱、镱、碲	原矿或者选矿	2%-10%
		矿物类	高岭土	原矿或者选矿
	石灰岩		原矿或者选矿	1%-6%或者每吨(或者每立方米)1-10元
	磷		原矿或者选矿	3%-8%
	石墨		原矿或者选矿	3%-12%
	萤石、硫铁矿、自然硫		原矿或者选矿	1%-8%
	天然石英砂、脉石英、粉石英、水晶、工业用金刚石、冰洲石、蓝晶石、硅线石(矽线石)、长石、滑石、刚玉、菱镁矿、颜料矿石、天然碱、芒硝、钠硝石、明矾石、砷、硼、碘、溴、膨润土、硅藻土、陶瓷土、耐火粘土、铁矾土、凹凸棒石粘土、海泡石粘土、伊利石粘土、累托石粘土		原矿或者选矿	1%-12%
	叶蜡石、硅灰石、透辉石、珍珠岩、云母、沸石、重晶石、毒重石、方解石、蛭石、透闪石、工业用电气石、白垩、石棉、蓝石棉、红柱石、石榴子石、石膏		原矿或者选矿	2%-12%
	其他粘土(铸型用粘土、砖瓦用粘土、陶粒用粘土、水泥配料用粘土、水泥配料用红土、水泥配料用黄土、水泥配料用泥岩、		原矿或者选矿	1%-5%或者每吨(或者每立方米)0.1-5元

		保温材料用粘土)		
金属矿产	岩石类	大理岩、花岗岩、白云岩、石英岩、砂岩、辉绿岩、安山岩、闪长岩、板岩、玄武岩、片麻岩、角闪岩、页岩、浮石、凝灰岩、黑耀岩、霞石正长岩、蛇纹岩、麦饭石、泥灰岩、含钾岩石、含钾砂页岩、天然油石、橄榄岩、松脂岩、粗面岩、辉长岩、辉石岩、正长岩、火山灰、火山渣、泥炭	原矿或者选矿	1%-10%
		砂石	原矿或者选矿	1%-5%或者每吨(或者每立方米) 0.1-5 元
	宝玉石类	宝石、玉石、宝石级金刚石、玛瑙、黄玉、碧玺	原矿或者选矿	4%-20%
水气矿产	二氧化碳气、硫化氢气、氦气、氖气		原矿	2%-5%
	矿泉水		原矿	1%-20%或者每立方米 1-30 元
盐	钠盐、钾盐、镁盐、锂盐		选矿	3%-15%
	天然卤水		原矿	3%-15%或者每吨(或者每立方米) 1-10 元
	海盐			2%-5%

(完)

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。